

医療従事者の届出は 1月16日までにお出してください

今年、医療従事者の資格を有する方の届出の年となっています。

この届出は、関係法令により、2年ごとに12月31日現在の就業状況等を届け出いただくもので、医療及び公衆衛生行政を進める上で重要な資料となります。

該当される方は、必ず令和5年1月16日までに届出を済ませてください。

なお、令和4年度から、医療機関等に所属している方は、所属先からオンラインにより届出をしていただきます。オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に所属していない方につきましては、紙媒体により届出先に届け出てください。

資格等の区分	届出先	
全ての医師・歯科医師・薬剤師	住所地又は就業地のいずれかの最寄りの保健所	
保健師・助産師・看護師・准看護師・ 歯科衛生士・歯科技工士で 12月31日現在、府内を就業地として業務に従事している方	就業地が京都市内の方	京都府健康福祉部医療課 Tel 075-414-4746
	就業地が京都市以外の方	就業地の最寄りの保健所

詳細は下記ホームページをご覧ください。

- ・ [厚生労働省 医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について](#)